

総社市職員宿舍貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第3号

総社市職員宿舍貸与規則の一部を改正する規則

総社市職員宿舍貸与規則（平成20年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義) 第2条 この規則において宿舍とは、市がその職務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、<u>職員（市長の要請に応じ、将来復職することを条件に本市を退職し、引き続き国、地方公共団体その他の団体の職員として勤務している者を含む。以下同じ。）</u>及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、市が借り受けた住宅及びその付属物をいう。</p> <p>(入居者の遵守義務) 第4条 宿舍の貸与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 宿舍の構造及び地形を変更し、又は工作物等を設置しないこと。ただし、あらかじめ市長の承認を得て<u>施工</u>する場合は、この限りでない。 (5)及び(6) 略</p> <p>(宿舍の明渡し) 第7条 宿舍の貸与を受けた者が職員でなくなったとき及び市長が返還を</p> | <p>(定義) 第2条 この規則において宿舍とは、市がその職務又は事業の円滑な運営に資する目的をもって、<u>本市職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため、市が借り受けた住宅及びその付属物をいう。</u></p> <p>(入居者の遵守義務) 第4条 宿舍の貸与を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 宿舍の構造及び地形を変更し、又は工作物等を設置しないこと。ただし、あらかじめ市長の承認を得て<u>施行</u>する場合は、この限りでない。 (5)及び(6) 略</p> <p>(宿舍の明渡し) 第7条 宿舍の貸与を受けたものが第3条に規定する職員でなくなったと</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| 命じたときは、入居者は、遅滞なく宿舍を明け渡さなければならない。 (その他) 第8条 この規則に定めるもののほか、 <u>必要</u> な事項は、市長が別に定める。 | き及び市長が返還を命じたときは、入居者は、遅滞なく宿舍を明け渡さなければならない。 (その他) 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。 |

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。